

Friedrich Kobler

「バヴァリアのマグナ・カルタ」

1818 年憲法の象徴的描写

1819 年 5 月 26 日 - 憲法公布のちょうど 1 年後 - バイエルンの国民新聞にミュンヘンからの最初の報道として次のような記事が掲載された。「憲法を記念する記念硬貨」¹。「国王陛下はバイエルンに憲法のできたこの忘れられない日のために記念硬貨の発行を命じられた」。この一種の前置きのような導入文は端的に当時の国家プロパガンダの中の中心的な出来事を、また旧帝国であった連邦諸国はその代わりに憲法を持つようにというウィーン会議の要求を満たした出来事を示している。バイエルンはヴェルテンベルクと並んでこのような憲法を發布した最初の大国である²。国王によるお仕着せは（というのはこの憲法は人民に認知された代表の参画なしに作られたからである）しかし出来て間もない王国（1806 年成立）の浅い歴史からしてやむを得ぬ結果であった。1808 年の憲法は時代遅れとなった。1813 年 10 月 8 日のリート条約によってバイエルンはライン連邦を離れることになり、また領土面においても多くの変更があったので 1808 年の憲法は時代遅れとなった³。

国民新聞は貨幣について以下のように書いている。表側は国王の肖像である。裏側はバイエルンの地に堅固さの象徴として立方体があり、それに *Charta magna Bavariae*（バイエルンの国家憲章）と刻まれている。周囲の文字にはこの偉大な時代に実にぴったりのヴィルジールの詩句: *Magnus ab integro saeculorum nascitur ordo*（こうして未来に対する偉大な形が作られた⁴）がある。裏面下の半円には 1818 年 5 月 26 日の日付がある。

引き続いて何故貨幣を発行するのかという理由が述べられている。「メダルは通常 1 種類しか作られないので、広く普及させ拡散することも多数発行することもできない」。「大きな、また重要な国家の行事に際には常に、高邁な祖国の友がその結果どうしても見せたいと思うような、また将来それに感激した父親がその子供達や孫に見せたいと思うようなものへの関心が生まれる。それにはこの出来事を感覚的に知らせのに役立ち、またそれを宝物として取っておくことができる貨幣ほど歓迎されるものはないだろう。」

ここで初めて出来事が貨幣の図柄によってより高くより継続する価値を付与して広く伝えられるという現象に出逢う。これまでの慣例とは異なりそれはメダルではなく貨幣を铸造するということであった。その貨幣は歴史記念ターレル貨で、最初にバイエルン王ルートヴィヒ I 世が提唱したときよりもずっと遅く、1828 年以降に铸造し発行されたと見なされている⁵。プロイセンでは F. ゲディッケとかいう男が国王フリードリヒ・ヴィルヘルム II 世の誕生日に際して 1790 年に旧来のターレル貨を歴史的記念硬貨として铸造することを提案した。ヨハン・ゲオルク・ズルツァーは 1794 年全国民のために铸造する記念硬貨について詳細に述べている^{5a}。しかしこの提案には反響が無く、1806 年ミュンヘンの王立貨幣コレクションの管理責任者フォン・シュトレバーがこのような試みを行ったときも成功しなかった⁶。しかし 15 年後に憲法記念硬貨でこのようなプログラムを目指したことを国民新聞は次のような記事として掲載した。「祖国に関して非常に重要な出来事の記憶を留めるために、歴史的な硬貨の収集を始めるといふことよりも高尚な機会がまたとあろうか?」「このような考えから国王陛下はこの上なく恵み深くもこのような記念硬貨を王国の全自治体に、それも 1 級と 2 級の都市には金貨を、その他の市町村には銀貨を無償で分け与えることを決められた。」これには教育的な理由があった。「憲法の栄光に満ちた寄進者の像は彼に対する感謝に満ちた追憶が 100 年後もすべてのバイエルン人の心の中に生き続け、彼とその後継者全員への天の祝福⁷ が感謝の気持ちをもって得られることを毎年 記念日に生徒にこの記念硬貨を見せて説明する様子をありありと思ひ浮かべることができよう。」「同時に国王陛下は、署名した国王の執務室で記念日の初日の今日、そのことを願い出た首都の住民に渡すことができるように一定数のこのような通常ターレル貨を交換のために保有することを命じられた。

ミュンヘン 1819 年 5 月 26 日 王立貨幣局 v. レプリエール」

1824 年マックス I 世ヨーゼフの統治 25 周年のお祝いに関する記事から、少なくとも当時その意図に従って生徒とその他の居合わせた人々に憲法記念ターレル貨を見せて説明したことが

分かる。ヒルシャウでは「市長ドルフナーが子供達に憲法記念メダルを見せた」し、メルリヒシュタット近郊のヴェヒターズヴィンケルでは助任司祭が「大切な硬貨を右手に持って」演説をした。またローテンフェルスでは威厳のある司祭が、プロクスバッハでは主席司祭で威厳のあるクラウスが同じことを行った⁸。

憲法記念ターレル貨の表側には国王の胸像がある。それは月桂冠を載いた古代君主 (Monarch à l'antique) を再現した唯一の鑄造貨幣である。裏側には菱形に分けられたバイエルンの土地の上に立方体が示されている。この裏側はいわゆるシンボルとして考えられている。前述のアイコンのほかにヴィルギールの詩句とタイトル "Charta magna Bavariae" がある。エマヌエル・テサウロは初めて 1654 年に著した詩作の教え "Il Cannocchiale Aristotelico" で "De Riversi delle Medaiglie"、に関する章を書いたが、これは "sono stati gli primi Semi delle Imprese" である。"due parti concorrono nelle formatione della Medaglia, cioè la Effigie del Principe; & il Simbolo significante alcuna Virtù, ò fatto insigne, ò Qualità honoreuole dell'estesso Principe."⁹ このようなメダルの外観の制定は憲法記念硬貨、通貨であるが、にびったりあてはまる。

19 世紀の記念碑熱はまたマックス I 世ヨーゼフにも影響を与えた。それはモニュメントに何も大した意味がないと思っているこの君主の意図に反するものであった。この記念碑のプログラムや構想は 1818 年の憲法の公布にも決定的な役割を果たした。これは皇太子がクレンツェとミュンヘンの国民劇場前の広場に記念碑を建てる前の、調べに関するやりとりすべてに読み取れる¹⁰。以下に抜き出すモニュメントはすべて 1824 年の政府の記念祭に関するものである。まず眼に付くのが少数の例外を除いて記念碑は新しい領土に作られていることである。恒久的なものもあれば (パッサウ、フライジング)、暫定的に作られたものもあった。最初のグループは立体 = 憲法を君主の属性として示すものである。かつての大司都市パッサウでは戴冠の礼服姿の君主の立像がカール・エイヒラーのデザインで彫刻家クリスチアン・ヨルハン d.J により彫塑された。鑄造は釣鐘職人のゲオルク・サマッサが担当した¹¹。

立方体は国王の右足の傍にある台座の縁近くにある。かつての大司教都市フライジングの記念碑 (図 19) の場合、立体はオベリスクの台座に国王夫妻のレリーフ像とともに取り付けられている。

獅子にとっては休息場所となっており、これによって獅子が Charta magna Bavariae の銘を持っていると誤解されないようになっている。この記念碑はヨーゼフ・ヘインリヒ・キルヒマイヤーによって製作された。

アンベルクにおけるマックス I 世ヨーゼフの記念碑 (図 20) は同じ彫刻家によって 1824 年礎石が置かれたが、1803 年以前から既にバイエルンの領地であった都市における最初の記念碑である。これは「伝記的記念碑」であり、憲法は本質的な表示内容ではなく、その布告が Gesta Maximiliani Josephi に属している。高い、国王の胸像を支えている台座にある最初のレリーフは、獅子によりプファルツバイエルンの性格付けをした風景の上に昇る太陽の絵によって統治の始まりを比喻している。二つ目はクローネターレル貨の表側の絵で、1806 年の国王即位 (国のプロパガンダでは復元と言っている) を想起させる。最後のは憲法のシンボルを示しており、憲法ターレル貨がひな型となっている。

このような Gesta (偉業) の伝記的に並べるのはメダルの絵柄でも存在する。ロッシュが 1824 年の記念祭に作った鑄造品には表側に銘があり、政府の開始、国王即位、憲法の公布が示されており、さらに記念祭に日付がある¹²。つまりアンベルクの記念碑に対応してその表側を銘板にしている。「年代記的出来事」の分類に「バイエルンの壁カレンダー 1825」にある憲法ターレル貨の表示を入れても良いだろう。そこにはドゥカーテン金貨と 2 つのメダルの裏側を用いてミュンヘンとアウクスブルクの 1824 年の記念祭が描かれている¹³。ルートヴィヒの戴冠と憲法の宣誓の歴史的ターレル貨を発行するという暫定案の際に、シュティエグルマイヤーは 1818 年の憲法記念貨を表側の図柄にしたが、結局具体的な出来事に変更し、それによって実際には不合理な解釈が行われた。つまり立方体は彼の上にある憲法証書のための台座だけであるが、彼は Charta magna Bavariae の銘を掲げている¹⁴。

記念碑に戻ろう。これまでに述べた 1824 年の記念祭に関する報告から、新しくバイエルンになったバンベルクでは、本来の性格から矛盾するのであるが、「暫定的記念碑」が建てられ、

それもあの立方体としてであった。カウアーザールがホールとして飾られ、その中央にある憲法石（と述べられている）の上に帝国の表章、すなわち王笏、剣および王冠が置かれた¹⁵。この取り合わせはユチーグルマイヤーの図柄またはレプシェーの表紙絵「王国バイエルンの絵画的トポグラフィ」に似ていると思ってよいだろう¹⁶。立方体、菱形の土地、それにプファルツ-バイエルンの獅子がある。「正当に」また「ねばり強く」浮遊している子供のような天才たちが持っている小旗はルートヴィヒ I 世の標語である。彼は自分の協力で作られた憲法のシンボルとしてこれを選んだのだろうか？

アシャッフエンブルクでは人々は舞台の上で豪華な照明の中に国王の名前と政府の登場の年の 1799 が星の輪に囲まれて照らされているのを見て感嘆した。「国家の両面に最も聖なる宝石、すなわちバイエルンの王冠と憲法が 堅実さの象徴、すなわち *Charta magna Bavariae* の銘が刻まれた立方体と共に光り輝いていた。¹⁷」上プファルツのトゥムゼンロイトでは木が茂っている丘をマキシミアンの丘という名の施設に変えた。つまり丘の上の石段の上に 6 本の柱がある小さな開放された寺を建て、これはのちに、同様に辻褄が合わないのだが、「マックスの丘、国王マキシミアン・ヨーゼフ I 世、1824 年 2 月 16 日統治記念祭」という銘板が付けられた¹⁸。ディリンゲンでのお祭り気分については非常の詳細に知ることができる¹⁹。

(図 19)

しかしさらにこの栄光に満ちた日の記念物を他の方法で不朽のものとするために、市参事会は植樹と記念石を置くように手配した。このお祝いのため記念祭の前日を指定し、それに将校団、名士連、全市民層を招待した。この日に主席枢機卿フォルスターは多数の民衆の前で中味の濃い演説をし、学生達が朗読会を催し、午後 5 時に市参事会と自治体代表者達は地区裁判官と並んでドーナウ川沿いにある快適なマックス・ヨーゼフ公園に移動した。公園には既に大勢の人々が集まっていた。郷土防衛隊の兵士が人垣を形成し、楽隊に付き添われて到着する人々を国の色の服を着た 6 人を先頭にした小学生たちが歌を歌ってを出迎えた。それから市長のヴィーゼがお祝いを開会し、演説をしたが、その中で企画の目的と動機を述べ、それから国の色の服を着て可愛いシャベルを持った 6 人の少年と一緒に最初の木を取り、土に埋め、その際に力強い言葉で、バイエルンの空に快い星が登った記念すべき年 1799 年に触れた。歌と器楽に伴われて 6 人の少年が残りの木を植え、植樹祭は終了した。

市長はさらに集まった人々を歓喜の記念石の設置に参加するよう招待した。その晴れがましい儀式はそのあとすぐに何千という歓呼と第 5 騎兵連隊および郷土防衛隊の軍楽と、大砲の音と鐘の音のもとに行われた。礎石に最初の一撃は旅団長キルシュバウムが行い、ついでその他の官吏や名士たちが続き、最後に 6 人の少年が行った。

国王と憲法の周りに人々が集まるような国の調和を期待する記述はディリンゲン人やその他の報告に溢れた。またそれについての絵もある。土地の人への小説または対話形式の啓蒙文学で最も成功し、面白い作家ヨハン・エヴァンゲリスト・フェルストの本「利口な農夫シモン・シュトリュフ。ある家族の物語」の表紙絵は銅版画である²⁰。王国の紋章と碑文の付いた立方体の周りに各身分の人が集まり、その手を取り合っている集まりが意味するように、銘文は「そして我々はそれを我々の愛の記念碑と呼ぶ」ことを意味している。この表紙絵はこの本の第 29 章「すべての官吏、聖職者および教師ほかへの、普通の果物の木の植樹の必要性に関する著者の御願い」を示しており、これはつい数年前の大飢饉を思い出させる。つまりこの文は単に面白いだけではない。

ディリンゲンでは記念石を違う種類の効用に結び付けた。それは公的施設である。マックス I 世ヨーゼフの記念碑の多くは植樹としてだけ行われた（たとえばミュンヘン-ボーゲンハウゼンのマックス・ヨーゼフ公園²¹）。ディリンゲンで立方体にはまた特別の内容が与えられた。それは憲法の象徴であるだけでなく、作品の図柄にある憲法を作った人の肖像である。それには次のような銘がある。「1824 年 2 月 16 日バイエルン国王マキシミアン・ヨーゼフの記念祭の記念石。ディリンゲンの忠実な市民の畏敬と感謝をこめて捧げる (!)。²²」

このような記念碑について理論はどのようになっているのか？ ヨハン・ゲオルク・ズルツァー²³ は貨幣の図柄のところすでに名前が出ているが、次のような定義をしており、これは広く受け入れられている。「公的な場所に立つ芸術作品で、注目すべき人または事柄を思い出させる印として、持続的に語られ、後世に受け継がれるべきものである。各記念碑はそ

れを見る人の眼を惹き付け、その思い出が附されている人または事柄について感動的な想像を引き起こすものである。このようなジャンルに属するものとして記念碑、功績のあった人の立像、トロフィー、勝利アーチ、凱旋門、およびそれが表す芸術が、意図した高潔な感覚を活発に覚醒させるような感動が宿っている建築芸術作品。よって記念碑は重要な作品に属し、それ故に真面目な視線を注ぐのに値する。」

ズルツァーは提唱の中で記念碑の外観を具体的に述べている、「ピラミッド、柱石、柱、足と壁棚のある壁、まったく単純なものか柱石と柱で飾られたもので十分である。²⁴」ズルツァーによれば、記念碑というものは修飾的であってはならないのは自明のことだが、次のことを想起してもらいたい。ランツフトの公爵の小城の庭にあるスケル兄弟の記念碑として1784年置かれた骨壺²⁵や、公園の風景の中の記念碑としてあるルソーの墓はその一例に過ぎない。シュヴェツィンゲンの城の庭に古代の（ローマ時代？）墓の発明に従って記念碑が置かれており、これは7フィートの深さにある遺物と土台にしている。18世紀後半の注目すべきモニュメントのひとつである²⁶。

ディリンゲンの記念碑はこれらすべての慣例や例外からかけ離れたもので、まったく普通のものではなかった。1766/77年にゲーテが構想を練ったワイマールの公園に作る *Arethe Tyche* の祭壇は、ウィリアム・S. ヘクシャーによって実現された象徴的な性格において、すでにずっと以前にディリンゲンのモニュメントの構想に属するものであった²⁷。ヘクシャーの試みはディリンゲンの「歓喜の石」についても効力を発揮している多くのことを明白にした。基準となる図像学の伝統はここでは示唆を与えるに過ぎず、出来るだけ現代的な配置が指定される筈であった。筆者は意識的にさいころ形ではなく立方体という言葉を使ったが、前者は憲法ターレル貨や1824年の祝祭に関する多くの報告で使われており、また図柄の伝統の参考文献にも見られる。さいころ形はまったく異なる意味の層に属し、このことはおそらくさいころの目を考えてみればもっともはっきりとできる。その解釈が重要なのである。そこで筆者はゴドヴィにあるヴィオレッタの記念碑についてのクレメンス・ブレンターノの記述のような注目すべき詩作を除外しなければならない。この記念碑は「4つのさいころ形のレリーフと賛美 (Apotheose)」と題し、今問題にしている記念碑に属するものと考えることができる。しかし散文の最後に詩があり、さいころの目をほのめかしているので、この詩は古代レリーフに関する彼の変奏曲とともにここでは除外する²⁸。

何故1818年の憲法が立方体で象徴されなければならないのか、という疑問に対するヒントが望み通り国民新聞の記事にある。それは堅固さである。しかしこのドイツ語の概念は（ドイツ語になんと多くの概念があることか）あまりはっきりしない。意味するのは *Firmitas*（堅固さ）？ *Stabilitas*（安定さ）？ *Constantia*（継続性）？それは理想像？ 何度も変化するものの明らかに人格化に関するグループの属性として立体を1800年ごろの絵に見つけ出すことができる。

クリスチアン・ザムバッハとヨーゼフ・シュテーターはウィーンで1801年に第二版を出した図像学²⁹で「徳」を絵としてデザインした。その外見は謙虚で、姿勢は控えめで上品である。それが載っている四角形の大石はその堅固さを暗示している。広げた翼は下品な群れの上を飛ぶことを意味する。白い衣服は誠実さの象徴である。ここに中世後期のヘクシャー、ピエル・ベルスールが追い求めた概念を「*homo quadratus*」と徳に関する人道主義者の議論も含めて、見つけることができる³⁰。

堅固さの諸アス長として立方体はまた賢明さ、*Sapientia*、を人格化した属性である³¹。*"Costanza"* はチェザーレ・リパによって女性として書かれており、彼女の足は *"sopra una base quadra"* に置かれており、これは *"fermezza"* を意味する³²。ストラスブールの1574年創業の印刷・出版業者ベルナルド・ジョバンのためにトビアス・シュティマーがデザインしたロゴは16世紀の紋章の時代からの堅固さを意味するための図柄である。つまり立方体の上にアテネ王ケクロプスの胸像がある。彼は残虐な神への捧げ物を廃止し、その賢明な統治と立法はアテネ文化の始まりと見なされていた³³。ザムバッハとシュテーターによれば「永続性」は、それに2本の柱が固定されていて「その存立と不動」を象徴するさいころ形の上に宿る³⁴。この概念に近いのは *"Stabilitas"*（安定さ）である。地面、*"stabilitas terrae"*、の立体幾何学的な形

としての立方体の意味はさらに "Constantia" につながる³⁵。パリの出版業者ピエール・メタイエールの 1595 年のロゴのような立方体に "rectus ubique" の文字が添えられている例は、また立方体に平等のイメージを感じさせる³⁶。一つだけ *Stabilitas* と関連がある平静、*Quies*、の人格化は、フライジングの記念碑では立方体の上に獅子が休んでいるものの、ここでは考慮されていないであろう。

ここまでは基本的に立方体を属性として問題にしてきた。しかし憲法記念ターレル貨の場合、立方体は属性ではなく、その銘文の力が憲法の象徴そのものであり、またその図に意図されている特性、つまり堅固さ、がその基準となっていること、またそもそもこの図が憲法の象徴として選ばれたことは看過できない。この際、バイエルンの政治的状況が図柄の選択に見逃すことができない決定的な役割を果たした。異なる権利構造の領土が集められ、ウィーン会議では皇太子の精力的な活動のお陰で国家としての状態を保持できたが、1818 年の憲法は国家的統一を意味し、憲法は国家のすべての人に対して法的拘束力のある基礎であり、君主に対しても同様であった。

人格化との強い関係から属性を切り離して独立に利用することは、追加の要素とともに内容の意味を持たせることを可能すると思われるが、追加の要素の中でも 1800 年ごろの心情的な充実感と道徳的な強調がともに一番重要であった。これは特にフランス革命の絵その他の世界に当てはまり、ここではまさに政治的概念が単に人格化に再現されているだけでなく、独立した属性として象徴化されている。フランス革命の、またそれ以降の主要概念は *Égalité* (平等) である。その象徴的な表現はたとえばこのような「図形記号」で知ることができる。1797 年の *Conseil des Cinq-Cents* (これに相当する銘を附した図のようなものが元老院に対してある) の会員に対するメダルは「モザイクのような」法の銘板を表しており、これは通常人権と法律として解釈されていて、"Constitution de l'an trois" という字句が書かれている³⁷。文字通り銘板は永遠と持続の蛇で周囲を囲まれている。その後ろに「平等のシンボル」として垂線を持つ三角形があり、これは平面が平らで、正確に置かれているかを確認するのに使われる水準器と似ている。この平等の三角形はまた神の眼と同様に、道具を持つ 3 人の子供 (子供だろうか?) に女が果物を平等に分けている傍の雲から射している光の中に現れる。この図版はピエール・プルドン作である³⁸。建築家ジャン・ジャック・レキューは "Sainte-Égalité" のために、寺の設計をした。ここにどれほど新しい概念を適用した伝統的な形式が広がったかを見ることができる。この寺は外見が球形で、別の建築家ウー (Houet) が次の字句を記した。
"Un globe en tous les temps n'est égal qu'à lui-même.

C'est de l'égalité le plus parfait emblème."³⁹

この道具を利用する最後の例はフランス憲法の仮構の記念碑につけるフランス国家の標章で、アントワーヌ・フランソワ・セルジャンの色彩印刷である (図 20)。「モザイクの」対になった板には天才による銘がある。それはフランス統一の杖の束に懸けられており、犬 (忠実) と鶴 (用心深さ) を伴っている。鶴は頭巾を被っており、その上に羽ばたいている雄鶏が乗っているが、この雄鶏は同時にフランスの賢明さの象徴でもある。ミラボーが自分の墓から秃鷹が飛び去って行くこの場面を好ましく見ている。

人格化との結合を離れたこのような属性のその他の層を筆者はあまり評価したくないが、しかし確かに大きな役割を果たしている。それはフリーメーソンの絵画世界の全範囲であり、そこでは理想の物体 (球、三角形、立方体 = フリーメーソンの直方体) が繰り返し使われている⁴⁰。このような絵には 1816 年のバイエルンの工業技術協会の入賞メダルも関係があり、それには立方体の図が見られる⁴¹。

ヴィトルフの 5 冊目の本のプロローグに立方体についての節がある⁴²。「またピタゴラスとその教えに従う人々は彼らの本の中で教えを立方体の関係で書くのが正しいと思っていた。立方体を 216 行と定め、書物にこの立方体が 3 つ以上あってはならないと信じていた。」この理由から憲法の文書の可視化に立方体を選んだのであろうか?⁴³

立方体の一つの特性は長さ、幅、高さ、各面の面積が等しいことである。絶対主義的な、つまり恣意的に統治する王制を解体した立憲制度、憲法の形、は独立した裁判官や選ばれた人民代表に対する大臣の責任による、それまでとは異なる権力分割の原理に基づいており、立法の際には君主もまた協力する。ガイバッハ城は、所有者フランツ・エアヴァイン・フォン・

シェーンボルン伯爵が憲法に関しておそらく最も有名な記念碑であるあの柱のモニュメント、しかしそれは憲法を再現したのではないが、を建てた場所であるが、その中央ホールに次のような碑文がある⁴⁴。マックスI世ヨーゼフの胸像の後ろの主文の傍に4つ書かれている。

法と法の前での平等

兵役の義務と荣誉への平等な召集

国家職務のすべての階位への平等な権利

収入への平等な課税と責任

この文は憲法文書の導入部から取ったものである。それは憲法の象徴である立方体にこれらの原則をあの形、すなわち稜と面を持つ形、に見出すことができる。

ヤコブ・グリムは立憲主義者が好きではなかった。彼らについてグリムは書いている。「平均化と一様化に向かってこせこせと彼らが努力するのは不愉快である。彼らは山の頂上を平坦化し、立派な森を荒廃させ、花が一杯咲く牧場や畑の果物を鋤で破壊させる。上のものを引きずり下ろし、下のものを引っ張り上げようと努める。彼らが本来好むのはありきたりのもの、有用なものである。もし彼らがすべてを急いでやるならば、」としてグリムは絶対主義へと誘導するのである⁴⁵。ここに国家プロパガンダにおいて1818年の憲法の象徴である立方体が意味することを逆の方向からはっきりと見ることができる。

参考文献

- 1 Ein verkleinertes Faksimile der Seite bei K. Jaeger, Die Münzen der deutschen Staaten vom Ausgang des alten Reiches bis zur Einführung der Reichswährung..., Basel 1968², 18.
- 2 Vgl. Beitrag E. Weis, Das neue Bayern, in diesem Band.
- 3 R. Oeschey, Die Bayerische Verfassungsurkunde vom 26. Mai 1818 und die Charte Ludwigs XVIII, vom 4. Juni 1814, München 1914, 12 u. ö.
- 4 Die Zeile stammt aus Vergils 4. Ekloge, Vers 5.
- 5 So schon Georg Krämer, Bayerns Ehrenbuch..., 1. Teil, München 1834.
- 5a Allgemeine Theorie der schönen Künste..., Leipzig 1794², IV 420-453; vgl. J. Dobai, Die bildenden Künste in Johann Georg Sulzers Ästhetik....(308. Neujahrsbl, d. Stadtbibl. Winterthur) Winterthur 1978, 216.
- 6 M. Mackensen, Entwicklung der bayerischen Kronen- und Geschichtstaler (Jb. f. Numismatik u. Geldgesch.) 1972, 77ff., bes. 78.
- 7 Dies ist das Programm für einen ludovizischen Geschichtstaler von 1828; vgl. Mackensen (wie Anm. 6) 81, Abb. 1, Taf. 14, 6-9.
- 8 Bayern am 16. 2. 1824. Nach offiziellen Berichten, ohne Ort und Jahr, II 60, 201 u, 223.
- 9 Ich zitiere nach der Ausgabe Turin 1670 (Neudruck, ed. A. Buck, Bad Homburg v. d. H. usw. 1968 [= Ars poetica, Texte Band V]) 729f.
- 10 B. Eschenburg, Die Reliefs am Max Joseph-Denkmal; Darstellung eines neuen Goldenen Zeitalters (H. E. Mittag - V. Plagenann [Hrsg.], Denkmäler im 19. Jh.) München 1972, 49ff.; Dies., Das Denkmal König Maximilians I. Joseph in München, 1820-1835, München 1977 (Diss. phil. München 1970).
- 11 Das Inland 1829, 155ff., KDB IV, Niederbayern 3, 530.
- 12 J. Hauser, Die Münzen und Medaillen der im Jahre 1156 gegründeten (seit 1255) Haupt- und Residenzstadt München..., München 1905, 36 Nr. 112.
- 13 Stadtmuseum München, Sign. Vc 1/49.
- 14 Mackensen (wie Anm. 6) 83, Taf. 13, 5.
- 15 Bayern (wie Anm. 8) II 140.
- 16 Neudruck Gütersloh 1971.
- 17 Bayern (wie Anm. 8) II 182.
- 18 Nach einem Zeitungsausschnitt mir unbekannter Herkunft.
- 19 Bayern (wie Anm. 8) I 122f.
- 20 Erscheinen in Straubing 1819; die erste Auflage hat das Titelbild noch nicht.

- 21 Die Pflanzung von 25 Bäumen (je einen pro Regierungsjahr) in Form des Monogramms M): A. Sterler, Der Max-Josephs-Garten zu Bogenhausen. Ein Denkmal treuer Unterthanenliebe, in Umriße gezeichnet, München 1825.
- 22 KDB VII, Schwaben 6, 675.
- 23 Sulzer (wie Anm. 5a) I, Leipzig 1792, 596f.
- 24 W.S. Heckscher, Goethe im Banne der Sinnbilder (Jb. d. Hamburger Kunstsln. 7) 1972, 35-54; Wiederabdruck in: Emblem und Emblematikrezeption, Darmstadt 1978, 355-385.
- 25 KDB IV, Niederbayern 16, 444f.
- 26 Zuletzt im Ausstellungskatalog "Carl Theodor und Elisabeth Auguste. Höfische Kunst und Kultur in der Kurpfalz", Heidelberg 1979, Nr. 445. Das Denkmal von Peter Anton von Verschaffelt, 1768 geschaffen, der Inschrift nach für Carl Theodor selbst.
- 27 Heckscher (wie Anm. 24).
- 28 Werke. Studienausgabe, hg. v. F. Kemp, München 1973², II 290-301.
- 29 Nr. 136.
- 30 Heckscher (wie Anm. 24) 362.
- 31 Vgl. Filippo Pistrucci, Iconologia, Mailand 1819/21 (also zeitgleich mit dem Konstitutionstaler) Nr. 213.
- 32 Iconologia, Rom 1603 (Neudruck Hildesheim - New York 1970) 86.
- 33 H. Grimm, Deutsche Buchdruckersignete des 16. Jhs., Wiesbaden 1965, 223ff.
- 34 Iconologia, Wien 1801², Nr.138.
- 35 Vgl. K. - A. Wirth, Art. "Erde" (Reallexikon z. Dt. Kunstgesch. V, Liefg. 56/57) Stuttgart 1964/65, Sp. 1021f.; Jean G. Caldwell, Mantegna's St. Sebastiano. Stabilitas in an pagan world, Journal of the Warburg and Courtauld Institutes 36, 1973, 373-377.
- 36 Ph. Renouard, Les marques typographiques parisiennes des XV^e et XVI^e siècles, Paris 1926, 245 Abb. 773.
- 37 Henin, Histoire numismatique de la Révolution française, Paris 826, Taf. 78 Nr. 789f. --
- 38 Jean Starobinski, 1789. Les Emblèmes de la Raison, Paris 1973, 29 Abb. 29.
- 39 Ausstellungskatalog "Revolutionsarchitektur", München 1971, 222, unter Kat. - Nr. 123f.
- 40 Als Beispiel die Medaille zum 25 jährigen Bestehen der Regensburger Mutterloge "Die Wachsende zu den drei Schlüssel" 1971.
- 41 Hauser (wie Anm. 12) 189 Nr.649.
- 42 Die folgende Übersetzung nach K. Fensterbusch, Darmstadt 1964, 205.
- 43 Eine Verfassung bedarf auch durchaus des Kantigen, sonst verliert sie Wirksamkeit; ob dies allerdings eine weitere Wurzel für die Bildwahl ist, wage ich zu bezweifeln.
- 44 Maximilian Joseph Schleiß, Das Ludwigsbad bei Wipfeld und seine Umgebungen besonderem Hinblick auf Gaibachs Kunstgegenstände und Gartenanlagen, Würzburg 1829, 56.
- 45 Reden und Aufsätze , Eine Auswahl, München 1966, 41 (aus: "Über meine Entlassung").